

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

ページ

訓 令 甲

○事務決裁規程の一部を改正する訓令

（人事課）

一

訓 令 甲

○宮城県訓令甲第十九号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年五月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程（昭和三十五年宮城県訓令甲第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一環境生活部長の自然保護課に係る専決事項の項第三号口中「協議への」を削り、同号子中「策定」の下に「、廃止及び変更並びにこれらの公示」を加え、同号中ヲをワとし、ルをヲとし、又をルとし、リの次に次のように加える。

又 国定公園における生態系維持回復事業の内容等の変更の確認及び認定（第四十一条）

別表第一環境生活部長の自然保護課に係る専決事項の項第四号イ中「及び公園事業」を削り、同号子と同号力とし、同号ト中「対する」を「関する」に改め、同号トを同号ワとし、同号中へを子とし、子に次のように加える。

リ 生態系維持回復事業計画の策定、廃止及び変更並びにこれらの告示（第十六条の二）

又 生態系維持回復事業計画に適合する旨の確認及び認定（第十六条の二）

ル 生態系維持回復事業の内容等の変更の確認及び認定（第十六条の二）

ヲ 生態系維持回復事業計画に適合する旨の認定の取消し（第十六条の二）

別表第一環境生活部長の自然保護課に係る専決事項の項第四号水中「第七条の十三」を「第七条の

七」に改め、同号水を同号トとし、同号二中「第七条の十二」を「第七条の六」に改め、同号二を同号へとし、同号八中「公園事業者に対する」を「公園事業に係る」に、「第七条の十一」を「第七条の三」に改め、同号八を同号水とし、同号口中「協議への」を削り、「第七条」を「第七条の二」に改め、同号口を同号八とし、同号八の次に次のように加える。

二 公園事業の公園施設の種類の変更の同意及び認可（第七条の二）

別表第一環境生活部長の自然保護課に係る専決事項の項第四号イの次に次のように加える。

ロ 公園事業の決定、廃止及び変更並びにこれらの告示（第七条）

別表第一環境生活部長の自然保護課に係る専決事項の項第五号水中を又とし、二をリとし、八の次に次のように加える。

二 生態系維持回復事業計画の策定、廃止及び変更並びにこれらの告示（第二十一条の二）

ホ 生態系維持回復事業の実施（第二十一条の三）

ヘ 生態系維持回復事業計画に適合する旨の確認及び認定（第二十二条の三）

ト 生態系維持回復事業の内容等の変更の確認及び認定（第二十二条の四）

チ 生態系維持回復事業計画に適合する旨の認定の取消し（第二十二条の四）

別表第一自然保護課長の専決事項の項第三号八中「報告の徴収」を「報告徴収」に改め、同号リ中「の事務」を「の認定関係事務」に、「認定事務」を「認定関係事務」に改め、同号又中「報告の徴収」を「報告徴収」に改め、同号ヨ中「内容等の変更の確認及び認定」を「実施」に改め、同号タ中「報告の徴収」を「報告徴収」に改め、同号ナ及びム中「拡張」を「区域の拡張」に改め、同項第四号イ中「第七条」を「第七条の二」に改め、同号ロからニまでを次のように改める。

ロ 公園事業の内容の変更（公園施設の種類の変更を除く。）の同意及び認可（第七条の二）

八 公園事業の執行に係る同意を得た者又は認可を受けた者の地位の承継の同意及び承認（第七条の四）

二 公園事業の執行に係る認可を受けた者に対する報告徴収及び立入検査等（第七条の八）

別表第一自然保護課長の専決事項の項第四号水及びへを削り、同号ト中「及び届出の受理」を削り、同号トを同号水とし、同号子中「集積等」を「木竹の損傷を規制する区域の指定、集積等」に改め、「植物の指定」の下に「、植栽等を規制する植物及び区域の指定」を、「動物の指定」の下に「、放つことを規制する動物及び区域の指定」を加え、同号子中「同号へ」とし、同号リ中「行為の届出の受理、当該」を「届出を要する」に改め、同号リを同号トとし、同号又中「中止命令」を「行為の中止命令」に改め、同号又を同号子とし、同号ル中「報告の徴収」を「特別地域内における行為の許可を受けた者等に対する報告徴収」に、「調査」を「立入調査」に改め、同号ルを同号リとし、同号リの次に次のように加える。

又 生態系維持回復事業の実施(第十六条の二)

ル 生態系維持回復事業の実施状況等の報告徴収(第十六条の二の四)

別表第一自然保護課長の専決事項の項第四号イ中、「風景地保護協定の」を「及び」に、「締結に」を「当該締結等に」に、「第十六条の二」を「第十六条の二の五」に改め、同号ロ中、「告示等」を「告示及び縦覧」に改め、同号ヨ中、「実地調査」を「自然公園の指定等に係る実地調査」に、「立入り、所有者への通知等」を「立入り等」に改め、同号タ中、「協議への」を「協議に対する」に改め、同項第五号イ中、「行為の届出又は通知の受理並びにその届出に係る」を「届出を要する行為の」に改め、「制限及び」の下に、「当該行為に関する」を加え、「及び短縮」を「並びに当該行為の着手制限期間の短縮」に改め、同表経済商工観光部長の観光課に係る専決事項の項第三号ロ中、「協議への」を削り、同項第四号イ中、「及び公園事業」を削り、同号ハ中、「解除」を「指定の解除」に、「その公示」を「これらの告示」に改め、同号ヘを同号チとし、同号ホ中、「第七条の十三」を「第七条の七」に改め、同号水を同号トとし、同号ニ中、「第七条の十二」を「第七条の六」に改め、同号二を同号ヘとし、同号ハ中、「公園事業者に対する」を「公園事業に係る」に、「第七条の十一」を「第七条の三」に改め、同号八を同号ホとし、同号ロ中、「協議への」を削り、「第七条」を「第七条の二」に改め、同号ロを同号ハとし、同号ハの次に次のように加える。

二 公園事業の公園施設の種類の変更の同意及び認可(第七条の二)

別表第一経済商工観光部長の観光課に係る専決事項の項第四号イの次に次のように加える。

ロ 公園事業の決定、廃止及び変更並びにこれらの告示(第七条)

別表第一観光課長の専決事項の項第四号ハ中、「報告の徴収」を「報告徴収」に改め、同項第五号イ中、「第七条」を「第七条の二」に改め、同号ロ及びハを次のように改める。

ロ 公園事業の内容の変更(公園施設の種類の変更を除く。)(の同意及び認可(第七条の二))

ハ 公園事業の執行に係る認可を受けた者に対する報告徴収及び立入検査等(第七条の八)

別表第一観光課長の専決事項の項第五号ニ及びホを削り、同号ヘ中、「実地調査」を「自然公園の指定等に係る実地調査」に改め、「立入り、所有者への通知等」を「立入り等」に改め、同号ヘを同号ニとする。

別表第一地方振興事務所長の専決事項の項第二十一号ハ中、「行為の」を「届出を要する行為の」に、「又は措置命令及び」を「及び当該行為に関する措置命令並びに」に、「又は短縮」を「並びに当該行為の着手制限期間の短縮」に改め、同項第二十四号イ中、「以下」を「昭和三十二年政令第二百九十八号。以下」に改め、同号ロ中、「又は採石法」を「の適用を受ける鉱物の掘採、採石法」に、「届出」の下に、「の受理」を加え、同項第二十五号イ中、「又は採石法」を「の適用を受ける鉱物の掘採、採石法」に、「地上部」を「地上部分」に改め、同号ロ中、「当該特別地域の指定若しくはその区域の

拡張の際又は集積等を規制する物が指定された際に」を「第二十条第三項各号に掲げる行為が規制されることとなった時において既に」に、「応急措置としての」を「ために必要な応急措置として行つ」に改め、同号ハ中、「又は採石法」を「の適用を受ける鉱物の掘採、採石法」に改め、同号ニ中、「行為の禁止」を「届出を要する行為の禁止」に改め、同号ト中、「協議への」を「協議に対する」に改め、同項第二十六号イ中、「又は採石法」を「の適用を受ける鉱物の掘採、採石法」に、「地上部」を「地上部分」に改め、同号ロ中、「当該特別地域の指定若しくはその区域の拡張の際又は集積等を規制する物が指定された際に」を「第十条第三項各号に掲げる行為が規制されることとなった時において既に」に、「応急措置としての」を「ために必要な応急措置として行つ」に改め、同号ハ中、「又は採石法」を「の適用を受ける鉱物の掘採、採石法」に改め、同号ニ中、「行為の禁止」を「届出を要する行為の禁止」に改め、同号ヘ中、「報告の徴収」を「報告徴収」に、「調査」を「立入調査」に改め、同号ト中、「協議への」を「協議に対する」に改める。

別表第四林業振興部長の専決事項の項第六号ハ中、「行為の」を「届出を要する行為の」に、「又は措置命令及び」を「及び当該行為に関する措置命令並びに」に、「又は短縮」を「並びに当該行為の着手制限期間の短縮」に改め、同項第八号ロ中、「又は採石法」を「の適用を受ける鉱物の掘採、採石法」に、「当該」を「並びに当該」に改め、同項第九号イ中、「又は採石法」を「の適用を受ける鉱物の掘採、採石法」に、「地上部」を「地上部分」に改め、同号ロ中、「当該特別地域の指定若しくはその区域の拡張の際又は集積等を規制する物が指定された際に」を「第二十条第三項各号に掲げる行為が規制されることとなった時において既に」に、「応急措置としての」を「ために必要な応急措置として行つ」に改め、同号ハ中、「又は採石法」を「の適用を受ける鉱物の掘採、採石法」に改め、同号ト中、「協議への」を「協議に対する」に改め、同項第十号イ中、「又は採石法」を「の適用を受ける鉱物の掘採、採石法」に、「地上部」を「地上部分」に改め、同号ロ中、「当該特別地域の指定若しくはその区域の拡張の際又は集積等を規制する物が指定された際に」を「第十条第三項各号に掲げる行為が規制されることとなった時において既に」に、「応急措置としての」を「ために必要な応急措置として行つ」に改め、同号ハ中、「又は採石法」を「の適用を受ける鉱物の掘採、採石法」に改め、同号ニ中、「行為の禁止」を「届出を要する行為の禁止」に改め、同号ヘ中、「報告の徴収」を「報告徴収」に、「調査」を「立入調査」に改め、同号ト中、「協議への」を「協議に対する」に改め、同表地域事務所に置かれる林業振興部長の専決事項の項第四号ハ中、「行為の」を「届出を要する行為の」に、「又は措置命令及び」を「及び当該行為に関する措置命令並びに」に、「又は短縮」を「並びに当該行為の着手制限期間の短縮」に改め、同項第六号ロ中、「又は採石法」を「の適用を受ける鉱物の掘採、採石法」に、「当該」を「並びに当該」に改め、同項第七号イ中、「又は採石法」を「の適用を受ける鉱物の掘採、採石法」に、「地上部」を「地上部分」に改め、同号ロ中、「当該特別地域の指定若しく

はその区域の拡張の際又は集積等を規制する物が指定された際に」を「第二十条第三項各号に掲げる行為が規制されることとなった時において既に」に、「応急措置としての」を「ために必要な応急措置として行う」に改め、同号八中「又は採石法」を「の適用を受ける鉱物の掘採、採石法」に改め、同号下中「協議への」を「協議に対する」に改め、同項第八号イ中「又は採石法」を「の適用を受ける鉱物の掘採、採石法」に、「地上部」を「地上部分」に改め、同号ロ中「当該特別地域の指定若しくはその区域の拡張の際又は集積等を規制する物が指定された際に」を「第十条第三項各号に掲げる行為が規制されることとなった時において既に」に、「応急措置としての」を「ために必要な応急措置として行う」に改め、同号ハ中「又は採石法」を「の適用を受ける鉱物の掘採、採石法」に改め、同号ニ中「行為の禁止」を「届出を要する行為の禁止」に改め、同号ヘ中「報告の徴収」を「報告徴収」に、「調査」を「立入調査」に改め、同号ト中「協議への」を「協議に対する」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十三年六月一日から施行する。ただし、別表第一環境生活部長の自然保護課に係る専決事項の項第三号ロ及び同項第四号トの改正規定、同表自然保護課長の専決事項の項第三号の改正規定（同号ヨの改正規定を除く。）、同項第四号又の改正規定、同号ヲの改正規定（第十六条の二）を「第十六条の二の五」に改める部分を除く。）、同号ワ、ヨ及びタの改正規定、同項第五号イの改正規定（行為の届出又は通知の受理並びにその届出に係る」を「届出を要する行為の」に改める部分を除く。）、同表経済商工観光部長の観光課に係る専決事項の項第三号ロ、同項第四号へ、同表観光課長の専決事項の項第四号ハ及び同項第五号ニの改正規定、同表地方振興事務所長の専決事項の項の改正規定（同項第二十六号ロの改正規定（「応急措置としての」を「ために必要な応急措置として行う」に改める部分を除く。）、及び同号へへの改正規定を除く。）、別表第四林業振興部長の専決事項の項の改正規定（同項第十号ロの改正規定（「応急措置としての」を「ために必要な応急措置として行う」に改める部分を除く。）、及び同号への改正規定を除く。）、並びに同表地域事務所に置かれる林業振興部長の専決事項の項の改正規定（同項第八号ロの改正規定（「応急措置としての」を「ために必要な応急措置として行う」に改める部分を除く。）、及び同号への改正規定を除く。）は、同年五月三十一日から施行する。